

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月23日 11時50分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市沖島町南方沖（琵琶湖南東部） 沖之島村二等三角点から真方位209°750m付近 （概位 北緯35°12.1′ 東経136°03.7′）
事故の概要	漁船第二大洋丸は、西進中、また、プレジャーボートVITAL Tr20-IIは、漂流中、両船が衝突した。 第二大洋丸は、船首部防舷材に破損を生じ、また、VITAL Tr20-IIは、左舷中央部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月29日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二大洋丸、4.4トン SG6-5757（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート VITAL Tr20-II、5トン未満（長さ5.14m） 253-25321滋賀、株式会社ハイテックボート
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部防舷材に破損 B 左舷中央部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、近江八幡市沖之島漁港に向けて約25～30km/hの対地速力で航行していた。 船長Aは、本事故当時、船首浮上により船首方に死角が生じていることは知っていたが、ふだん、沖ノ島漁港近くでは停泊している船舶を認めなかったため、航行に支障となる船舶はいないものと思い、操舵室において、漁具の片付けを行いながら航行を続けた。 船長Bは、釣り場を移動するため、周囲を確認したところ、船尾後方約100～200mに接近するA船を認めたが、A船が漂流中のB船を避けると思って見ていたところ、避航する様子がなかったため、立ち上がり大声を出して両手を振った後、危険を感じて湖に飛び込んだ。
分析	A船は、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶はいないものと

	<p>思い、死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷後方約100～200mに接近するA船を認めた際、A船が漂泊中のB船を避けるものと思ひ、漂泊を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船の船長Aが死角を補う見張りを行っておらず、また、B船の船長Bが漂泊を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。